

福岡県公立学校

あなたの免許、いかませんか？

臨時講師に登録しよう!

子どもたちの
“できた!”を
支える仕事。

ブランクが
ある方や
未経験の方も
活躍中です!

週数時間から
OK!
あなたのペースで
先生に!

まずは登録だけでも大歓迎!

問い合わせ



福岡県教育庁教育総務部教職員課 市町村立学校係・県立学校係
Tel 092-643-3892・3893 mail kkyoshoku@pref.fukuoka.lg.jp



登録はコチラから!

臨時教員等登録制度(ティーチャーズバンク)

福岡県公立学校において、臨時教員等が必要なときに備えて事前に登録していただく制度です。
(ただし、福岡市立及び北九州市立の学校を除く。)

募集している職種

- **講師**
 - 養護教諭
 - 寄宿舍指導員・寄宿舍指導員宿直代行員
 - 学校栄養職員(市町村立学校のみ)
 - 実習助手
 - 学校事務(市町村立学校のみ)

登録条件

登録に当たっては、次の条件を全て満たしている人であれば年齢を問わず、誰でも登録を申請できます。

- 1 講師・養護教諭については、希望する種別・教科の教員免許状を有すること(取得見込みの者を含む)。
なお、学校栄養職員については、栄養士免許証を有すること(取得見込みの者を含む)。
 - 2 公立学校教員としての欠格事項(拘禁刑以上の刑に処せられた者等)に該当しないこと。
- 産前・産後休暇、休職等により補充の教員等が必要になったとき、登録されている方から面接等を行い、本人の希望等を勘案して、採用します。
 - 講師等として採用された場合、勤務形態には次の2種類がありますので希望の勤務形態を選んで登録してください。
 - 常勤講師等：正規職員と同じ終日勤務
 - 非常勤講師：特定の時間のみ勤務(週数時間から勤務できます。)

給与等について

常勤講師の場合(令和8年4月1日現在)正規職員に準じて「基本給 + 諸手当」が当月の21日に支給されます。

【基本給】給料月額 + 教職調整額

【諸手当】通勤手当、扶養手当、住居手当、地域手当、義務教育等教員特別手当、期末・勤勉手当、退職手当(6ヶ月以上勤務の場合)等

が正規職員の例により支給されます。 ※条例改正があった場合、対象となる手当及び手当支給額は変動することがあります。

【福利厚生について】(令和8年4月1日現在)

常勤講師	適用対象	2月を超えて任用される見込がある者
健康保険	公立学校共済組合の被用者保険	
年金保険	公立学校共済組合又は年金機構の厚生年金保険 (任用理由によって変わります。)	
雇用保険	適用無し(退職手当条例適用となるため)	

非常勤講師	適用対象	2月を超えて任用される見込のある者で1週あたりの勤務時間が週20時間以上の者
健康保険及び年金保険	公立学校共済組合の健康保険及び年金機構の厚生年金保険の適用対象	
雇用保険	任用期間が31日以上で、以下の条件を満たすこと (1)週当たりの所定労働時間が常勤職員より少なく20時間以上であること (2)31日以上引き続き雇用されることが見込まれること	

モデル給与

- 30歳
- 扶養親族は子1人
- 家賃6万1千円の借家居住
- 小学校又は中学校で勤務
- 大学卒業後、民間会社等経験年数8年程度

【教育職給料表(三)1級49号給】の場合 ※号給は経験年数等に応じて決定されます。

基本給	317,968円(地域手当及び義務教育等教員特別手当等を含む)
通勤手当	4,200円(自家用車で5キロメートルの距離を通勤する場合)
扶養手当	13,000円
住居手当	28,000円
合計	363,168円

期末・勤勉手当は、6月及び12月に勤務期間等に応じてそれぞれ支給されます。●6月/期末・勤勉手当(4月1日から勤務した場合)224,000円程度 ●12月/期末・勤勉手当(6月1日以前から勤務した場合)749,000円程度 ●退職手当/6ヶ月以上勤務した場合、勤続年数等に応じて支給されます。●任期満了(勤続年数:1年)で退職した場合250,000円程度。その他、部活動指導に従事した場合等、一定の要件を満たす業務に従事した場合に支給される手当もあります。

登録の手続きについて

電子申請により登録申請又は所定の様式を各提出先に郵送をしてください。

【インターネットによる申込みの場合】

右のQRコードからアクセスをして「ふくおか電子申請サービス」のページより必要項目を入力後、送信してください。

【郵送の場合】

所定様式で登録申請をしてください(必ず「講師等志願書(裏面)」もご確認ください)。
登録申請の所定用紙は、福岡県教育庁教職員課、各教育事務所からも入手できます。

- 県立学校(中・高・中等教育・特別支援学校)を希望する方は、教職員課県立学校係
- 市町村立学校(小・中・義務教育・特別支援学校)を希望する方は、その地区を担当する教育事務所

登録はコチラから!



登録の手続きについて



ふくおか電子申請サービス

問い合わせ

県立学校(中・高・中等教育・特別支援学校) 登録希望者

◎ 福岡県教育庁教職員課県立学校係 092-643-3893

市町村立学校(小・中・義務教育・特別支援学校) 登録希望者

- ◎ 福岡教育事務所 092-643-0113
(筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、糟屋郡)
- ◎ 北九州教育事務所 0949-25-1202
(行橋市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡)

◎ 北筑後教育事務所 0942-32-3161
(久留米市、小都市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡)

◎ 南筑後教育事務所 0942-53-7342
(大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潁郡、八女郡)

◎ 筑豊教育事務所 0948-25-4943
(飯塚市、田川市、嘉麻市、嘉穂郡、田川郡)

◎ 京築教育事務所 0979-83-3604
(行橋市、豊前市、京都市、築上郡)

詳しくはこちら

